

自己資金額の考え方について

自己資金額については、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」I. 7. (3)により所要資金の全額以上の自己資金が、申請日以降許可日(又は認可日)までの間、常時確保されていることが必要です。

■「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」の細部取扱について I. 7. ②

- ・自己資金は、当該申請事業に係る『預貯金』を基本とします。
- ・自己資金は、預貯金で足りない場合、預貯金以外の『流動資産(売掛金等)』も含めることができます。
- ・預貯金額は、申請日時点及び許可等までの適宜の時点の『残高証明書』等の提出をもって確認します。
- ・流動資産額は、申請日時点及び許可等までの適宜の時点の『見込み貸借対照表』等をもって確認します。

■基本的な考え方

- ・2回目は、1回目の資金確保の確認であるため、1回目を超える金額は認められません。
- ※流動資産についても同じ考え方です。

次の内容の残高証明書等が提出された場合の自己資金(例)

金融機関名 口座種別 口座番号	1回目 (申請日時点)	2回目 (処分までの適宜の時点)	自己資金と 認められる金額
A銀行 普通 111	500万円	1000万円	500万円
B銀行 普通 222	300万円	300万円	300万円
B銀行 定期 333	200万円	100万円	100万円
C銀行 普通 444	提出なし	500万円	0円
			900万円

500万円+300万円+100万円=900万円 ≥ 所要資金

【注意点等】

- ・複数口座の場合、1回目と2回目ともに同一の金融機関、口座の残高証明書が必要です。
- ・複数口座の場合、1回目と2回目ともに各口座の残高の証明日を合わせてください。
- ※残高証明書の発行日ではありません。
- ・流動資産の場合、1回目と2回目ともに同じ科目が自己資金となります。
- ※原則、現金は、残高証明書等により挙証してください。
- ・2回目の提出を預貯金通帳の写しで行う場合、申請時点からの全ての時点の金額を確認します、

【その他】

不明な点等ある場合は、関東運輸局貨物課又は管轄する運輸支局輸送担当へご相談ください。